

担 当	内 容
事務局（松田）	<p>1 開会</p> <p>それでは、皆さん、こんにちは。お時間となりましたので、これより、第6回板橋区史跡公園（仮称）整備構想委員会を開催いたします。なお、本日、小野委員、深山委員のお二人より、ご欠席のご連絡が入っております。また、斉藤委員については、この後、2時45分ごろからご出席いただき、吉村委員は3時までのご出席ということで、ご連絡を受けております。</p> <p>この会を開催するにあたりまして、会議録を作成するため、議事の内容を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日傍聴者はいないということでございます。この後、もし傍聴の方がいらした場合には、仮称板橋区史跡公園整備構想委員会設置要項第6条の規定に基づき傍聴を認めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。資料1、「第5回板橋区史跡公園（仮称）整備構想委員会議事録」。資料2、「整備スケジュールの変更について」。資料3、「保存活用計画（上巻）と整備基本計画（下巻）の目次構成について」。資料4、「標準となる構成/作成の留意点」文化庁編集、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」。資料5「史跡陸軍板橋火薬製造所跡 検討体制（案）」。資料6「平成30年度 保存活用計画策定スケジュール（案）」。資料7「広報いたばし魅力特集号」。資料8「映像広報DVD 「魅力発信！いたばしナビ」」。以上でございます。また、お手元に別途製本いたしました、基本構想と基本構想概要版をご用意いたしました。不足しているものがございましたらお知らせください。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>なお、本日はこの後、次第に沿って審議を進めていただき、続いて後半で、史跡公園整備予定地に赴きまして、遺構等を確認したいと思います。現地へは、3時10分ごろ会議室を出まして、3時20分ごろに到着、4時を目途に視察を行い、現地解散といたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これより先は田原委員長に進行をお願いいたします。</p>
田原委員長	<p>2 報告・審議事項</p> <p>(1) 今後の史跡公園整備に係る計画（案）の策定</p> <p>皆さま、ご苦労さまです。急に暖かくなって桜も咲いて、まさに花見のときとなりました。それでは次第に沿って進めさせていただきます。</p>
事務局（小林）	<p>まず報告・審議事項(1) 今後の史跡公園整備に係る計画（案）の策定について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事務局（水野）	<p>まず議題に入る前に1件ご連絡です。平成29年12月18日に開催されました第5回板橋区史跡公園（仮称）整備構想委員会の議事録について、1月に委員の皆さまにご修正をいただきまして、ありがとうございます。皆さまのご協力の下、議事録が完成いたしましたので配布いたします。なお訂正等がありましたらご連絡いただけますようお願い申し上げます。私からは以上です。</p>
事務局（水野）	<p>それでは、(1) 今後の史跡公園整備に係る計画（案）の策定についてご説明いたします。着座で失礼いたします。資料は2番、3番、4番をご参照ください。</p> <p>初めに資料2をご覧ください。「整備スケジュールの変更について」でございます。これ</p>

までのスケジュールといたしましては、左上の表のとおりです。平成29年度に基本構想、基本計画を策定しまして、平成30年度に史跡保存整備活用計画を立てるということで進めてまいりました。これは、平成17年に文化庁から出されました史跡等整備の手引きに基づいて立てた計画でございます。その後、平成28年度から計画の策定作業に入りましたけれども、まず昨年の12月の整備構想委員会で基本計画と史跡保存整備活用計画をオーバーラップさせて検討すべきとのご指摘をいただいたところでございます。

また、その間文化庁とのヒアリングを重ねる中で、平成27年度3月に示されております『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援報告書』に書いてあるスキームにのっとり策定すべきという指導もいただいたところでございます。この文化庁の指導でございますが、今、申し上げました整備構想委員会で、皆さまからいただいたご意見と合致するところもありました。

これらのことを踏まえまして、整備スケジュールを変更させていただきたいと思っております。具体的な変更点は、資料2の表でお示ししているとおり、左の枠の中でございます。基本計画、史跡保存整備活用計画が右の枠の中。今後のスケジュールでございますが、矢印で示しましたけれども、保存活用計画、整備基本計画と太字で書いてある部分でございます。こちらを策定していくこととなります。計画の名称が変更になることと合わせまして、計画書に書く内容についても文化庁から詳細に示されておりますので、それらにのっとりまして、目次立てをしていくこととなります。

その目次立ては、資料3になります。「保存活用計画と整備基本計画の目次構成について」でございます。この保存活用計画と整備基本計画は2つの計画で一つのまとまった計画となりますので、便宜上、保存活用計画を上巻、整備基本計画を下巻と呼ばせていただいております。

2面にその目次立てがございます。かなり詳細に文化庁から示されているところでございます。それにのっとりまして計画を策定してまいります。緑色のマーカーの部分は、今年度、計画の策定作業に入っております基本計画の内容が活かされる部分でございます。端的に申し上げますと、既にある程度執筆が進んでいる部分を、緑色のマーカーで色付けさせていただきました。このようなかたちで、平成30年度は計画を策定してまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、この計画の策定につきましては、まず、たたき台を事務局で準備いたします。特に学術的な部分につきましては、ご専門の先生方に監修をいただきまして、一つ一つかたちにしていきたいと考えております。今後は、より具体的に専門的な記述となってまいりますので、時間をかけて丁寧に作成していくこととなりますので、ご協力をよろしく願いいたします。

資料4は、文化庁から指示がありました、計画策定に係る資料の抜粋でございます。こちらにつきましては、後ほどご覧ください。説明は以上でございます。

田原委員長

ありがとうございました。資料2、3、4について、今、ご説明をいただきました。何かご質問等があればお願いいたします。無ければご質問を改めてお願いいたします。

それでは、審議事項(2)平成30年度体制・スケジュールについて、お願いいたします。

(2)平成30年度体制・スケジュールについて

事務局（水野） 資料は、5と6をご参照ください。初めに資料5が2枚ございます。検討体制に関する資料となっております。左上に【旧】と記載があるものと、【新】と記載があるものの2種類がございます。

まず【旧】と記載があるものでございます。こちらは現在の検討体制でございます。本日の委員会はこの資料の左上、①板橋区史跡公園整備構想委員会でございます。その下に②専門部会が設置されております。施設整備専門部会と施設活用専門部会の2つの専門部会が置かれています。これまでこの体制で検討を進めさせていただいてまいりました。

平成30年度の体制案は、変更点がございます。左上が【新】の資料をご覧ください。ピンク色で囲まれた部分が、主な変更点となります。今まで専門部会を2つ設置していましたが、新体制案としましては、②専門部会、③区民部会の2つに変更させていただきたいと考えております。

②の専門部会では、学術的な議論をしていただきまして、各種計画書の専門的な分野についてご検討いただきたいと考えています。③区民部会では、地域産業振興、商店街、観光振興など、地域の活性化の視点でご議論をいただきたいと考えております。この②と③の検討結果を、①の委員会で共通認識を持っていただくというふうと考えております。

①の委員会は、本日のこの整備構想委員会と基本的には同じ機能を受け持ちますけれども、策定する計画書の名称が先ほどの資料2でご説明したとおり変わります。長くなりますけれども、史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会となります。②、③の各部会の下に、④ワーキンググループといたしまして、区役所の関係各課、支援委託事業者がチームを組みまして、計画策定作業を行ってまいります。

続きまして、資料6になります。平成30年度のスケジュール案でございます。こちらは左側縦軸に①、②、③、④とただいまご説明いたしました、それぞれの会議体がございます。横軸には4月から翌年3月までの流れを書いております。本日は、あくまでも案としてお示ししております。基本的には②の専門部会は計画の策定作業に入っておりますので、開催回数は多めとなっております。その間、③の区民部会を挟んで開催いたしまして、ある程度検討が進んだ段階で、①の全体での委員会を開催するイメージでございます。

また、資料3の計画書の目次立てのところでご説明いたしましたけれども、今後は保存活用計画（上巻）と整備基本計画（下巻）を策定していく必要がございます。一部執筆が進んでいる部分はございますけれども、全体のボリュームは大変大きなものとなります。従いまして、十分な時間が必要となることが想定されます。

併せまして、前回12月の史跡公園整備構想委員会で、計画を、時間をかけてでもしっかりとした内容のものを策定すべきといったご意見をいただいております。つきましては、策定する計画の内容、目次立てについて、さらに精査をいたしまして、上下巻合わせてどの程度の期間が必要なのか、年度が替わりましたら改めてお示ししたいと考えております。説明は以上となります。

田原委員長

それでは、先ほどのご説明からを含めて結構ですが、今までの内容でご質問等があれば、どうぞお願いいたします。

塚田委員

検討体制の新しい方は、②専門部会と③区民部会と分けて今後やっていく。私も地元ではあるのですが、役所が新しいものをつくっていくことの運営の仕方については全く素人で、専門の先生方のお話も面白いと思うときと、なかなか分かりづらいところもあるので、

分けたほうがいいのかもかもしれません。ただ、希望としては、専門部会でオブザーバーとしてでもお話を聞ければ非常にありがたい。少し勉強をしていきたいと思っておりますので、もしそういう機会があれば、ご検討をいただければと思います。

田原委員長

今の件について、事務局から何かございますか。

事務局（水野）

ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思えます。部会は分けますが、専門的な見地からの議論もぜひご覧いただきたいと思っております。会を開催する際には、区民部会の皆さまにもご案内は差し上げて、時間がありましたら、ぜひご覧いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

塚田委員

ありがとうございます。

田原委員長

今の件に絡んで、私からも1点。【旧】と【新】を比べてみて、専門部会もオブザーバーとして文化庁とか都の方が入られるのはよろしいと思うのですが、②の専門部会と③の区民部会の間で、コミュニケーションを取りながらまとめて、それを報告する①の策定委員会は全く同じメンバーですよ。②と③でやった方々が最後に集まって、①で全体をオーソライズするというイメージでしょうか。そこをご説明をいただきたいです。

事務局（水野）

田原委員長のご指摘のとおりでございます。基本的には②と③の部会は独立して運営をしてまいります。事務局が中に入って、それぞれの報告等はさせていただきますが、やはり顔を合わせていただいて、議論をしていただく場も必要ということで、①の会を設定しております。ですので、基本的には②の部会でより専門的な議論を、また③の部会で地域産業振興等の区民目線での議論を重ね、①の会で共通認識を図るイメージでございます。

田原委員長

ありがとうございます。ほかにございませんか。

波多野委員

実は前回に内容の説明がないということ、僕ははっきり申し上げたはずですが、田原先生のメモでも、とにかく遺跡の持っている価値をはっきりさせることからスタートすべきだとおっしゃっていたはずですが、ところが、今日も、基本構想に関する説明がない。前回、僕はパワーポイントまで用意してやるべきだと申し上げたのが、何一つ通じていなかった。ここは、どこでつくる公園とも違って、ここでしかできない仕事をしなければいけない。そのために価値を正確に見るところからスタートすべきなのに、なぜそこが不十分なのかと思います。

特に、ここで「憩う・学ぶ・つくる」が最初からあるわけです。これでいいのか。つまり、聞こえのいい言葉だけでことを済ませるのではなくて、遺跡の持っているプラスの面、マイナスの面、全てちゃんとみんなで議論をしてから、ここにこういうものをつくるのだという話にまとまっていかなければいけない。しかし、基本構想の説明すらなく、資料番号すら付いていないというのは解せません。

事務局（水野）

まず、基本構想の部分について補足で説明させていただきます。基本構想の冊子版と概要版は、年度の初めに皆さま方にご議論をいただいてできたものが、製本に時間がかかってしまいまして、本日の配布となりました。「憩う・学ぶ・つくる」についても、この方向性ということをつくっていただいたと認識しておりますので、よろしく願いいたします。

波多野委員

それは違うのではないかな。

事務局（水野）

先ほどの遺跡の持っている価値をはっきりさせるというご指摘は、本日具体的なお話はいたしていませんが、年度が替わりまして、特に専門部会で、ご議論をいただきたいと考えております。本日は、これまでこの構想委員会と、文化庁のヒアリングで受けた内容でご指

摘により、変更点が出てきましたので、その辺りを中心に説明をいたしております。

田原委員長

私も、今の波多野先生のご意見に同感です。なかなか核心に触れずに、体制の表だけが出てくるということが、非常にもどかしい。前回の委員会でも、もう少し本質的な議論をしましょうという話を、皆さんがされていたと思うのです。12月の委員会以降、あまりコミュニケーションも取られていませんし、もちろん基本計画自体を見直そうかという提案を差し上げているので、それでかなり皆さん、また1からご検討されたということかもしれませんが、やはり核になるものがきちんと皆さんで共有されないと、いくら体制案を絵に描いても、あまり意味がないと感じております。

それをどうするかということで、一つ前に意見書で申し上げたのは、ワーキンググループをきっちり立ち上げる。そこで、本当に内容のあるレポートが出てこない、委員会では何を議論しても虚しい。

もしそれが難しいのであれば、委員会と、もっとワーキングベースでコミュニケーションを取って、こういう席で初めて顔を合わせるのではなくて、もう少し本質的な問題を踏まえたうえで会議をしたほうがよろしいのではないかと考えております。

今日の委員会が、新しい検討体制をまずは委員の皆さまにお示しをするという事務局側の考えかもしれませんが、どこかで実質的なところにどんどん踏み込んでいっていただかないと、いくら文化庁や都が入るといっても、空回りしてしまうのではないかとこの危惧を抱いております。そのへんは、区の中の体制の問題もおありでしょうが、ぜひ、もっと実質的な議論を交わす場にしていただきたいという私からのお願いです。

事務局（水野）

ありがとうございます。ご指摘はごもっともだと認識しております。なかなか核心的なところに触れられていない、本質的な議論もされていないところは、事務局も認識をしているところでございます。そこで、4月に新たな体制を組んで、申し訳ございませんが、仕切り直しをさせていただいて、今ご指摘いただいた本質的な議論に入っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

波多野委員

今、説明の中で、「憩う・学ぶ・つくる」を既に承認しているとおっしゃった。これがまさに審議会方式の最も大嫌いなところなんです。例えば、稟議ではんこを押したから、おまえが全責任を取れと言っているようなもので、そこは、きちんとした場所で、きちんとした説明があって、みんなが納得するしかない。逆に言えば、基本構想の全部をこれからひっくり返してもいいのですねという確認をしておきたいと思っております。

事務局（水野）

繰り返しになりますけれども、この基本構想は、板橋区史跡公園(仮称)整備構想委員会でもとめていただいたものと区は認識しております。ですので、これをもちまして、区長にも提言していただいたところでございます。それをもって区の中で意志決定をして、区長名で出ているのが、この基本構想でございます。

申し訳ございませんが、これをひっくり返すのは、現実的には難しいです。ただ、この基本構想は、夢を語っている部分で、具体的なところには触れられていない基本構想そのものだと思います。ですので、今後つくっていく計画の中で、先生方の意見をしっかりと反映させていけると考えております。そのような議論の場としていきたいと思っておりますので、どうぞ、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

小林委員

今までにずいぶん話が進んでいるようですが、基本的に専門部会はハードの部分の専門部会であって、公園、火薬製造所は、板橋区民がほとんど情報を得ていない施設だったのです。

いつとき 6000 人、7000 人の職員の半分は板橋区民だったのですが、その人たちはもうほとんど生存されていません。それが、次の世代にうまく伝わったかという、初めて聞くことが多いのです。ですから、火薬製造所が板橋区にとって何であったかというのを、今直接は聞けないけれども、もうちょっと地味な聞き取りを整理する。専門部の先生は、建物や機械があったということだが、将来的には専門部ではなくて、区民がこれからずっと使っていく公園です。

板橋区は、いろいろな点で 23 区の中で取り上げてくれない部分が多いのです。今回でも石神井川の花がとてもきれいなのに、目黒区が目黒川ばかり映しています。それを逆転をしたいという気持ちもありますし、もうちょっと火薬製造所について、区で調べていただく。私の仲間でも書いているのですけれども、外側でしか書けない部分があります。

この間出ました報告書は、非常によくできているのですけれども、基本的には地域住民がほとんど登場してこない。これはやはり地域住民、特に公園の周辺の人たちが、なるほどという公園になるのが一番いいと思います。そのへんも含めて、先ほど意見が出ていましたけれども、専門部会にオブザーバーとして区民部会の人間が、全員とは言いませんけれども、何人か代表で出ささせていただきたいと、私からも申し添えておきたいと思います。以上です。

田原委員長

ありがとうございました。

先ほどの波多野先生のご意見に対して、私のイメージとしては、基本構想は基本構想として、去年はそれをコピーするようなかたちで基本計画ができてきたので、それでは基本計画にならないということだったと思うのです。ですから、基本構想に全部縛られるというのではなくて、基本計画の段階で現実的なものをもう一度根本から見直して、そこでしっかりとした基本計画ができる。それもまだできていないというのが、私の認識です。私が区長に報告をした手前もあって、基本構想は基本構想としてベースにして、今日の資料ではちょっとまた名前が変わってきておりますけれども、後は今後の保存活用計画の中で、より本質的なものに、それから基本構想についても見直すべきものは見直していくということなのかなと、私は理解しております。

事務局から何か補足があればお願いします。

事務局（水野）

ただいま小林委員から、周辺の区民の方々になるほどと思うような調査とか、ご指摘がありました。そのへんにつきましては、広報についてもしっかりしていく必要があると思っています。いるところがございます。

これまでも、区の特集号などでお知らせはしておりますが、今後計画が進む中で、その進捗報告も含めまして、地域の方々に広報活動をしっかりしていきたいと思っております。また区民部会の委員の方はぜひ専門部会にもご参加いただければと思っておりますので、ご案内を差し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

田原委員長

その他の質問はございますか。

鈴木淳副委員長

今までの専門部会をまとめてきた立場で、いろいろ耳の痛いご発言もありました。確かに地域にとっては、火薬製造所、あるいは造兵廠は大変重要なわけです。ただ、どういうふうにして区民の方が、この公園のあり方を考えておられるかというのを、やはり専門部会にしっかり反映しなければいけない。今、専門部会に区民部会の方がという話がありましたけれども、これは逆もあっていいのではないかと。話の進み方によっては、専門部会のメンバーが区民部会のほうの話聞かせていただくというか、参加させていただく。そういう枠もつくって

いただきたい。相互に参加ができるかたちにしたらどうかと思います。

「憩う・学ぶ・つくる」という整理の仕方は、確かに議論として出てきていたので、これを決定していないというのは、やはりおかしいと思うのです。けれども、基本コンセプトを整理していく箱のようなものとして捉えるべきであって、これから先、現実的に何かをつくっていくときには、拘束されるものではないと思うのです。結局、できたものをこの箱に戻してみると、ここに入るというかたちの議論の枠組みということでよいのではないかと思います。

田原委員長

ありがとうございました。ほかにこの件についてございますか。

それでは、取りあえず次に進めさせていただきます。(3)の各課からの報告ということでございます。よろしくお願いいたします。

### (3) 各課からの報告

事務局 (小林)

2点各課より報告させていただきます。1点目は、資産活用課より、旧野口研究所跡地の土地の取得について。2点目は、生涯学習課より、国史跡指定に関わる区民周知について報告させていただきます。

まず1点目の土地の取得についてです。平成29年4月の旧理化学研究所の土地の取得に引き続きまして、旧火薬製造所エリアの旧野口研究所におきまして、区は土地の公有化を進めております。板橋区土地開発公社が先行取得をいたしまして、その経緯等を資産活用課から説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 (牧)

それでは着席のままご報告申し上げます。

今年の2月9日板橋区土地開発公社の土地評価審議会の諮問を経て、2月20日に旧野口研究所跡地部分の4430.1平米について、土地所有者から、板橋区土地開発公社が土地の買い取りの契約を締結しました。そして、同日付けで板橋区土地開発公社から板橋区に土地の使用貸借契約を結んでおります。登記も2月23日に所有権移転登記も完了しております。以上でご報告を終わります。

事務局 (小林)

引き続きまして、生涯学習課より国史跡に関わる事項を説明いたします。まず、資料7の『広報いたばし』をご覧ください。2月3日に発行されました、月刊魅力特集版の2月号になります。この中で、平成29年10月13日、陸軍板橋火薬製造所跡が国史跡に指定されたのを受けまして、この史跡がたどってきた歴史を紹介しております。

中の2面、3面を開いていただきますと、中央に基本構想でお示した整備イメージ図があります。そのイメージ図を使用しまして、現加賀公園エリア、旧火薬製造所エリア、石神井川エリア、旧理化学研究所エリアの歴史を紹介しております。歴史の内容については、この場では割愛しますが、この後、現地に行った際に学芸員から、現場を見ながら説明させていただきますのでご了承いたします。

続いて、資料8。映像広報DVD、「魅力発信！いたばしナビ」をご覧ください。こちらにつきましては、区で毎月制作します、映像広報番組の一つであります。史跡公園の整備にあたりまして、歴史的背景を区民に広く発信することを目的としております。本庁舎の各階のディスプレイで、2月1日から28日まで放映しておりましたが、現在は区ホームページを通じてYouTubeで放映しております。内容につきましては、国史跡陸軍板橋火薬製造所跡をお知らせするとともに、先ほど説明した史跡公園の整備予定地の4つのエリアを紹介しま

して、15分程度の番組内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、ご説明しました資料7、8はそれぞれを平成30年の2月に同時期に広報事業に取り組み、史跡公園の波状的な魅力発信を図りました。これからも継続的、計画的に史跡公園整備事業の魅力発信していきたいと考えております。事務局からは以上になります。

田原委員長

ありがとうございました。ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その後は現地視察ということになっておりますが、その前に3番のその他について、事務局からお願いいたします。

### 3 その他

事務局（小林）

今回、史跡公園整備予定地の隣にマンション建設計画が予定されております。今回は、そのイメージを共有していただくために、図面等を用意いたしました。ただし、この図面等につきましても、この会議が終了した後は回収させていただきます。

それでは、マンション建設計画については、市街地整備課歌津課長より説明をいただきたいと思ひます。

歌津課長

皆さま、こんにちは。市街地整備課長の歌津と申します。日ごろからのまちづくり行政のご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、今お手元にお配りいたしました資料に基づいて、ご説明を差し上げたいと思ひます。

まず1枚目のA4版に、板橋区加賀1丁目計画概要を示しております。事業者が旭化成不動産レジデンス株式会社でございます。敷地面積が6039.95平方メートル。構造は鉄筋コンクリート造。階数は地上15階、地下は0階、高さは44.7メートルでございます。用途は、共同住宅、総戸数227戸。内訳は3LDKが191戸、4LDKが36戸ということになっております。駐車場台数が87台、駐輪場が458台となっております。着工は平成30年7月ごろで、竣工が平成32年の6月ごろという予定になっております。

1枚おめくりいただきますと、カラーで大体このような色合いと建物の外観図が出ております。こちらは、南東方向から見たかたちです。

次をめぐっていただきますと、今度は石神井川方向から見たイメージでございます。大体、矩折のL型の建物の配置となっております。

もう1枚おめくりいただきますと、この敷地に対して建物の配置があります。1階部分は駐輪場となります。隣の2階の平面図をご覧くださいますと、逆L型の形の配置になっております。

最後の図面は、各方向から見た場合の立面図となります。

イメージですけれども、このようなマンションが隣の敷地に建設予定となっております。大変簡単でございますけれども、説明は以上です。

事務局（小林）

それでは、今お配りしました図面等につきましても、回収させていただきます。ご了承いただければと思ひます。

小林委員

これは、だから何なのですか。こういうのができるから。

事務局（小林）

隣にマンション建設がありまして、それに基づいて、整備公園も整備をしていくかたちになります。

事務局（水野）

今、ご説明いたしましたのは、史跡公園の隣にできるマンションの情報提供でした。本来

ですと、この旭化成レジデンスが、野口研究所の土地を全てマンション建設に使う予定でございました。その後、史跡を守っていききたいということで区役所が土地を一部購入する交渉を進めてまいりました。その中で、全体の4割強にあたる、野口研究所の一部を区が購入いたしまして、残り部分はやはり旭化成レジデンスがマンションを建設するという計画になっております。

ですから、本日は隣接しますマンションが、どのようなものかという情報を提供させていただいた次第でございます。よろしくお願いたします。

小林委員

いいですか。隣に史跡公園をつくる計画があるから、その公園に合わせるマンションにしてほしいという要請はしているのですか。

事務局（水野）

しております。旭化成レジデンスと打ち合わせ等もさせていただいております。その中では、やはり石神井川沿いのしつらえがどのようになるのか。また隣の公園との境の部分はどうのようなフェンス、もしくはマンション側に樹木が植えられるのか。それらについても、情報提供をお願いしているところでございます。

また、王子新道沿いの地面のタイルの部分につきましても、一体性を持たせたものが必要ということで、今、協議も進めているところでございます。

旭化成不動産レジデンスも、そのあたりにつきましては非常に協力的で、情報提供もいただきながら調整を進めているところでございます。

塚田委員

まちづくり協議会の塚田と申します。去年の12月に近隣のマンションにこの図面が配布されて、旭化成さんから説明会があったということで、私はこの情報を初めて知りまして、役所のほうに、これがどうなっているのかというお話をしたのです。今まで加賀の一、二丁目のマンション建設については、都市整備部が窓口で、まちづくり協議会に説明をしてくださいと話していただいているのですが、これについては、いまだに一度も、旭化成さん、セキスイさんから話がありません。

私が心配しているのは2つあります。一つは、野口研の遺跡の建物が1階、2階ぐらいの高さになります。その脇にどんと15階が建ってしまうのです。これができたときに、この史跡公園がどういうバランスになるのかなど。想像をしてさみしい感じがするのです。

もう一つは、加賀まちづくり協議会というのは、実は25年前ぐらいからやっけていまして、当初は区の地区条例をつくるということで始まって、その後ずっとボランティアでやっけておりました。史跡公園の話は、25年前は全然思っていなかったのですけれども、将来マンションが建つとしたら、マンションをつくれる方に、板谷公園と板橋五中の間ぐらいに通り返ける道路をお願いしたいと、真ん中に川の遊歩道と道路の絵を描いてもらって、案を出してあります。これは、今度新しくできる野口研の史跡とマンションの間には恐らく道がつかれないかもしれないと、非常に心配しています。

機会があれば、旭化成さんとそういうお話をしたいと思っております。12月にこの図面が、直接ではないのですが回ってきて以来、一度も話がありません。区のほうは、旭化成さんから土地を買ったので、いろいろと言いつらいこともあるのかもしれないのですが、地元としては、マンションをつくるのは、今までの成り行きからはしょうがないです。ただ、個人的には、この史跡公園検討委員会でまとまった意見があれば、お話ができればいいかなと思っております。

事務局（水野）

ありがとうございます。マンションができたとき、史跡公園が寂しい感じになる懸念は実

際あるかなと思っています。一方でマンションとしましては、やはり戸数を稼がないと収支のバランスが取れないということで、限られた敷地の中でできるだけ多くの戸数を取る計画になっていると思います。その中で、どこまで史跡公園を配慮したつくりになるかということです。

史跡公園側のお話をさせていただきますと、境界線に非常に近いところにもう既に建物がございまして、ここに道を敷くというのは、現実的には難しいです。

今、出ているのは、どのようなフェンスにするのか、フェンスの色をどのようにするのか、木は植えるのか、植えるならどのような木かという話があったところで、その程度の調整事項でございまして。我々の手にしているマンションの図面もまだこれ以上のものはもらっていません。ただ、ここまで線が引けているということは、相当計画が進んでいると思いますので、情報がこちらに入りましたら、提供できるものについては提供していきたいと考えております。その辺りはもう少しお時間が必要なかなと思っています。

田原委員長

これは7月着工ということは、もう既に実施設計は完全に終わっていて、今、工事の準備に入っていると思うのです。そもそもこういうものが史跡公園の横にあるというのは、非常にショッキングなのです。図面を見て、隣地境界線の外、史跡側に土留め、擁壁、生け垣、フェンスという記入がありますが、これは何でしょうか。赤い線よりも右側に擁壁の計画が出ています。これは史跡の中ですね。

歌津課長

今ご指摘いただいた、土留め、擁壁は、マンション側の緑地帯で整備していただきます。そこの高さ、現在の史跡公園の予定になっているところの地盤面の高さがちょっと違いますので、一部土留めを施工しませんが、まずいということで、マンション側に土留めを施工することになっています。その先に生け垣やフェンスに書いております。こちらについては、マンション側に生け垣、公園側に高さが2メートルのフェンスを設置するということです。

田原委員長

この実線は範囲を示しているのですか。

歌津課長

はい。そうです。赤色の線は、このマンションの敷地。

田原委員長

赤色の右のほうにある実線は、この範囲を示しているのであって、ここまで超えてくるということではないのですね。

歌津課長

そうです。引き出し線です。

田原委員長

それなら分かります。

小林委員

大体これが出てくるのがすごく遅くて、今更マンションをつくってはいけないとは言えないですが、少なくともこのマンションが今度の史跡公園に賛成をしてくれて、壁画の部分に史跡公園のムードといいますか、そういうものを付けてもらおうとか、周りの植栽を公園に合わせてもらおう。一生懸命専門部会で考え、区民部会でも意見を出していたものが、ご破算になってしまっただけでいけません。この会を続けてやっていた意味がなくなってしまう。この時代ですから、共存をしていく、何かサインがこのマンションにあったほうがいいと思っています。

事務局（水野）

マンション業者との話し合いでは、例えば、公園側のベランダに目隠し等の部分は、公園側に配慮したものを考えていきたいという話もいただいています。ただ、公園側に公園に合う絵を描いてくださいとか、そういったところまではなかなか踏み込んで要望ができないところもございまして、できる範囲で、公園とマッチしたものであるということで協議をいただいています。

マンション業者としては、非常に協力的だと事務局は認識しております。本来ですと、野口研の部分を含めた大きなマンション計画でした。それですと、やはり利益率も高くなり、もうけも大きかったところを、国の史跡となるべく史跡を残すという英断をしていただいたと事務局は認識しております。そこで境界線が引かれたというところです。

その中で、どこまでマッチングができるのかという協議も併せていただいていますので、こちらにつきましては、できるかぎり公園の配慮をしたいというマンション側の意向も受けております。そのへんについては、今後も情報共有をしていきたいと考えております。

斉藤委員

私も建築のプロですから、こういうかたちでマンションが来的时候に、マンションが事業性を絶対考えることは分かっていました。このプランを見て具体的に言うと、史跡公園側の住戸がずっと縦に並んでいます。この位置に右側に専用庭があります。その幅が狭すぎると私は思います。ずらっと約6戸が、それもかなりの高さで見下ろしているわけです。

ここに2台エレベーターがありますけれども、今このプランで事業性を殺さないで、その近くまでこの住戸分をそのままずらしても、全くプランは成り立つだろうと思います。ほんのエレベーター2台分ぐらい近づくことで、かなり解消されるだろうと思うのです。逆に言うと、手前側の横にずっと並んでいる住戸側の妻側は、立面を見ても縦スリットの窓があるぐらいでバルコニーはないわけです。

そういう意味では、協力をしていただくとしたら、住戸の数を減らすのではなくて、住戸の縦の列を奥に引いていただいて、緩衝帯を専用庭ではなくて、高木のバッファを取っていただくとか、そういうお願いをしていくのは今でもできます。7月着工で、実施設計ができたとしても、その変更は地元説明会などで、多少ある中の対応で取り組んでいただければいいのではないかと。

その影響としては、ランドスケープで中庭の広さが多少食い込まれるということだけで、公園との協調という意味では何かうまい折り合いがつくと思うのです。これは交渉ごとなので、一応そういうことを区から打診していただくことは重要だと思います。いかがでしょうか。

事務局（水野）

ありがとうございます。今、斉藤委員からバッファを動かすということでした。こちらは専門的な部分になりますので、ご意見があったことはしっかりと伝えていきたいと思ます。

ただ、所管課の印象としましては7月着工ということで形も定まっています、どこまで対応できるかについては、折衝となります。要望はしっかりと伝えていきたいと思ます。今、いただいたご意見は、エレベーターが2基ありますが、そちらのほうに少しずらす。それとバッファを取れないかというお話でしたので、担当の課と協議しながら伝えていきたいと思ます。

萱場委員

マンションに関して、行政から当然、業者に伝わっていると思ますけれども、入る方が必ずしも区民とは限りません。購入して入ってくるわけです。最近の傾向を見ますと、公園があつていいなといいながら、実際に住んでみると、人が来てうるさい、夜遅く騒ぐという苦情が必ずあるのです。

その辺りを考慮した場合に、さっき斉藤先生が言われたように、もうちょっと下げてもらおう。これは、以前、私ができるだけこちら側を空けていただくようお願いをすると、向こうの配慮で、かなりセットバックして建物ができる予定ですというお話でした。私も今日

はこれを初めて見てびっくりしてしまいました。これでは配慮したうちに入らない。やはり、そのへんも我々の会議で、皆さんにどう伝えるようにしていくかも必要だと思うのです。いずれ区民のものになるわけですから、史跡というのは。ましてや、外部からも人に来ていただくようにしようとしているわけですから、景観なども当然出てきます。そのへんも併せて考えていかないとはいけません。いかがでしょうか。

事務局（水野） ありがとうございます。セットバックの部分も含めまして、我々も図面を見て、この専用庭がどのぐらいなのかも数字ではいただいておりますが、できればもっとという話を斉藤先生からもいただいたところです。この件につきましては、繰り返しになりますけれども、業者には伝えていきたいと思っております。

田原委員長 この基本構想の最後に整備イメージという鳥瞰パースがあって、マンションは何も描いていないわけです。平成29年8月の時点で、このマンション計画は、ある程度明確になっていたのでしょうか。明確になっていたとすれば、この絵はちょっと嘘なのです。このイメージで外に出ていくのは、ちょっと困る。この時点で全く分からなかったのであれば、これでいいのかもしれませんが、そのへんはどうでしょうか。

事務局（水野） こちらの絵は、描かれたのは平成28年度ということで、その絵を平成29年度の基本構想でも使っております。絵を描いた時点では、マンションの計画については、こちらには知らされていなかったということで、白いかたちで特に記載をすることなく描いているところでございます。その後、本日お示した図面が出てきています。確かに委員長がおっしゃるとおり、この絵を見るかぎりでは誤解を招く可能性もございますので、今後この絵の取り扱いについては注意していきたいと思っております。

田原委員長 ここにパースの作成日を入れておくとか、なんとかしないとまずいですね。

鈴木淳副委員長 今回の図がある次の16ページに付属資料で、整備スケジュールが載っております。これを見ると、国史跡指定の後に土壌汚染対策工事が用地取得と並んでおります。これからちょうど視察をさせていただくところは、土壌汚染対策工事が既になされていると承っております。国史跡の地面をいじる工事をするには、現状変更の申請が必要かと思っております。それがなされているのか。あるいはこの土壌汚染対策工事について、今までこの委員会に諮られた記憶がありません。それが諮られたことがあったかどうか。この2点を確認したいと思っております。

事務局（水野） まず土壌汚染対策工事は、国の史跡を受ける前に工事が完了となっております。どのような工事をしていくのかにつきましては、こちらの委員会には掛けていませんが、基本的な事項については、一部お話ししたかと思っております。これは土壌汚染の対策法に基づきまして、何センチかを削り封じ込め、もしくは除去でやっていきますということは、口頭でお示したところでございます。

ただ、詳細につきましては、このように工事をしていきますということは諮られていません。繰り返しになりますが、史跡指定前に工事が終わっておりますので、現状変更の手続き等はしていません。

鈴木淳副委員長 やはり史跡の場合、土地の表面に何が残っているか、残されているかということで、土地を削ることに対しては、かなり慎重でなければいけないと思うのです。確かに官報告示前かもしれませんが、私は文化庁の文化審議会の第三専門調査会の委員として、この史跡の指定の答申をしたメンバーですが、そのときに見せられている図には、その前の状態でした。その工事をしていない現状で、史跡に一応価値があると認めているので、指定前だからといっ

て、この委員会での相談も経ずに工事をされるというのは、非常に遺憾です。

事務局（水野）

その件について、前回曳家についても同様のご意見をいただいています。その辺りは改めまして、おさらいというかたちで、今までの経緯をしっかりと資料を基にご説明いたします。先生がおっしゃるとおりです。我々も指定前とは言え、汚染土壌も含めて史跡というスタンスは持っていました。一方で土地を購入するスケジュールが詰まっておりました。購入をするにあたっては、土壌汚染対策工事を完了した後、購入というスキームがございまして、委員会に掛けず、購入に向けて手続きを進めてしまったところがございます。

先生のおっしゃる部分を理解しながらも、時間的な手続きでやむを得なかったところもございしますが、今、説明が足りていない状況と認識をしております。4月のこちらの会では、そのへんもししっかりとお伝えしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田原委員長

今の鈴木先生からのお話で、私も気になったのですが、史跡の答申をするときに、委員の方がどなたもその現状を知らなかったということですよ。土壌汚染工事が既にやられていた。ということは、書類上かなり問題になりませんか。

事務局（吉田）

それでは文化財係の方からご説明申し上げます。具申の段階で具申書の中に土壌汚染対策工事を行うという一文を入れておりまして、その後、文化庁との間でも数度、状況をご説明しています。基本的に今回のケースは、板橋区が最終的に購入をしないと史跡が残らないということもございまして、短期での板橋区で購入というスキームになりました。それに伴いまして、業者の建築スケジュールと史跡の指定が重なった部分もございまして、文化庁との間ではなんとか調整をしております。

田原委員長

委員会としては、それをちゃんと文書で残していただきたい。曳家の件と土壌汚染工事のいきさつは、文化庁との協議のうで進めたということを残しておかないと、我々がいくら「聞いていませんよ」と言っても責任が生じます。それは文化庁にあたるべきことはあたっていただいて、板橋区と文化庁の間での確認書をつくっておいていただきたいと思っております。

小林委員

お願いです。強制ではないですけれども、こんな問題が起こっていると、今日の議事録を業者に送っていただければありがたいと思っております。板橋区が史跡を公園にしようという新しいもくろみに、周りのマンション建設が同調してくれたということは、もう一つ板橋区の実績となると思っております。

あまり深入りすると、板橋区の立場がなくなってしまうといけませんが、許される範囲で議事録を送っていただければ、改ざんはしないでしょうから、たぶん大丈夫ではないかな。そうしますと、我々が出ているこの委員会が、いいかげんな会ではないことが証明されますから、委員長も安心されると思っております。よろしく申し上げます。

事務局（水野）

議事録につきましては、業者にも送っておきたいと思っております。

1点確認になりますが、国から購入したものではなく、マンション業者から購入したというところをご認識いただければと思います。よろしく申し上げます。

波多野委員

今、国の史跡という話で、実は板橋区の文化財保護審議会は、この中でどういうふうに位置付けられているのかが基本的に説明がない。審議会のほうでは報告はありますが、議論はしたことがない。これはどういう関係なのか説明していただけますか。

事務局（水野）

文化財保護審議会では、登録という手続きでお話しさせていただきました。会議体としては、別のものとして運営させていただいております。ただ、そこで情報が分断されているもの

ではございませんので、必要に応じて情報共有ができると思っております。以上です。

波多野委員

今の説明はよく分からない。僕の頭が悪いのかなと思いましたが、例えば、国の重要文化財は区にとっては関係のないものなのか。区の文化財審議会では、もう上に上がってしまったから、さようならという関係だという説明でしょうか。

事務局（水野）

まず、板橋区の文化財保護審議会で、確か平成28年だったと思いますが、こちらの史跡を登録すべきという答申をいただいていたと思います。それにつきましては、国の史跡指定を待って、今年度板橋区の史跡として教育委員会に掛けているところでございます。ですので、全く別のものというわけではなく、文化財保護審議会でも、答申をいただいた内容を教育委員会に掛けて議決ももらっているという流れになっております。

波多野委員

つまり、国の史跡をいかに保護すべきか、区の文化財審議会のマターではないということですね。

事務局（水野）

国の史跡を区が責任を持って保存活用していく、その作業がこの会だと認識しております。

波多野委員

かみ合わせてください。文化財保護審議会は関係あるのですか、ないのですか。

事務局（水野）

関係あるというお話を今、させていただいています。どのへんが議論になるのでしょうか。

小林委員

私は会長ですからあれですが、基本的には登録文化財にして、都の指定になって、国の文化財になっていくというのがあります。今回の場合は、国が指定をしたので、二重指定はできないけれども、登録はできるということなのです。流れが逆だったのです。通常は、区が登録文化財をして、それを国の文化財にしていくというのがある。国のほうで指定する。

ただ、審議会に出るときに、具体的なものが出ていなかった。土地を区が購入していたのか、まだはっきりしないので、話だけが先行したのです。この間の審議会では、国の指定になったから、登録文化財にしていきましょうという話までいきましたが、本来は波多野委員がおっしゃるように、はっきりしないまま決まったようなかたちになっています。今回、審議会に直接もろにこの話はしていません。そのへんは、ほかの委員も分からなかったと思います。

事務局（吉田）

これまでも、区の文化財保護審議会におきましては、史跡全体の保存をいただくための要望書などを出していただいた経緯もございます。その都度、ご説明をしていた部分もございますが、具申をいたす流れまでは終わったところでございます。その後の経緯に関しましては、少し足りない部分がありました。その点は、今後反省いたしたいと思っております。

また、将来場合によっては、「文化財保護法」の大きな改正の中で、板橋区の文化財保護審議会の役割は今後大きくなっていくということもございます。随時、これからの整備に向かいます。ご報告事項、あるいは相談させていただきたいと思っております。

田原委員長

先ほど来の話はプロセスがよく見えてきません。史跡の具申の話も、この委員会でも報告を事務報告的に受けただけです。そもそも全体的にどういう流れでどうだったのかというプロセスの整理をしていただく必要があると思うのです。それで、皆さんがそれをご覧になって、こういうことだったということを経験しないと責任が持てません。それは事務局で、今までのこの審議会、委員会、文化庁、文化審議会といった全てを網羅して、どういう流れになっていたかを整理していただきたいと思っております。

では、それはそういう資料をまたご説明いただくということで、明確にしていきたいと思っております。なかなかこれは難しい現実の問題がいろいろ出てまいりました。ほかにご発言があ

りますか。

萱場委員

最初のスケジュールに戻らせていただきます。この計画でいきますと、一応来年の2月で完成という話でしょうか。委員長としてはいかがなのでしょう。

事務局（水野）

先ほどスケジュールのところでも少しお話しさせていただきましたけれども、資料6では、来年3月で計画が完成と見えるかと思えます。ただ、全体のボリュームが大変大きなものとなっておりますので、十分な時間が必要になることが予測されます。併せまして、前回の構想委員会では、計画は時間をかけてしっかりつくるべきものというご指摘もいただいておりますので、計画策定にかかる時間につきましては、さらに精査させていただきます。4月の委員会で改めてお示ししたいと考えております。若干後ろにずれることも想定しておりますので、そのへんは資料をつくりまして説明させていただきたいと考えております。以上です。

萱場委員

もう少しお願いしたいのですが、前に私が、せっかくやるのであれば、紙の上だけではなくて模型をつくって、こういうのがいいのではないかと逆にそういう審議があってもいいのではないかと提案をいたしました。委員長も、それはいいですねということでした。ただ、この内容からは、そういうものをつくるというのはどこにもないです。紙の上だけで終わってしまう感じですよ。

事務局（水野）

模型と言いますのは、完成予想図のようなものをイメージされていますよね。その切り口での検討も必要かと思っております。支援事業者には投げかけをしているところでございます。ただ、どのように保存をしていくのか、どのように活用していくのかというイメージがないと、将来の予想図が描きづらいという難しい面もあります。ですので、そのへんは並行してやっていきたいと思っております。

我々も最初に、どのような公園をつくるのかというイメージ図があって、できない判断をするという逆の検討の仕方もあると思ったところですが、まずはどのような保存ができるのか、どのような活用をしていくのかという、ある程度線が引けたうえで、予想図を引いていくのが順番のかなと認識をしております。ただ、この件につきましては、4月以降の専門部会等で皆さま方のご意見をいただきながら考え方をまとめていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

田原委員長

今の委員のご質問に絡んで、資料6では2月の保存活用計画ですが、資料1では、平成30年度、保存活用計画と整備基本計画という2段階でつくるというお話です。この整備基本計画はスケジュールの中で年度内にはないのでしょうか。

事務局（水野）

それでは、ご説明いたします。ここは表現が難しかったところですが、保存活用計画、整備基本計画をほかの自治体のものを見ますと、やはり1年では難しいということが分かっております。ほかの自治体ですと2年もしくは3年をかけて、この計画をつくっているところがございます。ただ、今の段階で当初の計画案を変更するという確定版を出すのが難しかったため、資料2と資料6のような若干矛盾がある表現となっております。

整理させていただきますと、今後は保存活用計画、整備基本計画をつくってまいります。それにつきましては、時間が必要となりますので、平成31年度にずれ込むことも視野に入れて、4月以降新たなスケジュール案を提示させていただきたいと思っております。

田原委員長

ほかにご指摘事項とはございますか。現地も見なければいけないので、そろそろ時間です。それでは、事務局から引き続きお願いいたします。

事務局（小林） それでは、今後のスケジュールについてです。先ほども説明させていただきましたように、今後は新しい体制をつくってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。つきましては、平成30年度に新しく発足します第1回委員会を4月に開催したいと考えております。委員会の日程の調整の件では、既にお電話にて、皆さまにお問い合わせをさせていただいた次第です。

複数の候補日として、4月23日、25日、27日を立てまして、委員の皆さまのご都合をお聞きしたところ、最も出席が多かった日が4月23日ということでした。従いまして、1回目の委員会を4月23日とさせていただきたいと思っております。皆さま、よろしいでしょうか。はい。

残念ながら、ご希望に添えなかった皆さまには大変申し訳ありませんでした。当日ご欠席の皆さまには、事前に資料を送らせていただきますので、そちらでご確認いただけますようお願い申し上げます。また後日に議事録を作成しまして、お送りいたしますので、内容についてはその確認をお願いいたします。

続いてもう1件ございます。私は平成29年度に着任しまして、史跡公園担当の担当係長を担ってきました。いろいろとご迷惑をお掛けしましたが、その都度、委員の皆さまにはご指導をいただき感謝申し上げます。このたび、人事異動の内示が出まして、健康生きがい部・健康推進課に異動となりました。1年間という短い間でしたが、ここで学んだことを次に活かしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。後任には、品田係長が着任しますので、皆さま、よろしくお願い申し上げます。今日は来ております。

事務局（品田） どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局（小林） 私からは以上になります。

事務局（松田） 引き続き事務局から、ご報告がございます。田原委員長におかれましては、平成28年の整備構想委員会発足時、その求心力の下、史跡公園の的確な方向性を導きだしていただきました。平成29年度は最良のアドバイスを数多くいただきまして、数々の会議をまとめ上げ、また困難な事例にも対応していただいた次第でございます。

また、遠方にもかかわらず、上京をして、事務局のヒアリングに対応していただき、今までのご尽力を感謝申し上げます。しかしながら、京都の大学でのフルタイムの教員を務められているということで、頻繁に上京することが難しい状況にあるということ踏まえまして、この3月31日をもって、史跡公園整備構想委員会の委員長をご退任されることとなりました。それでは、田原委員長からご挨拶をいただければと思います。お願いいたします。

田原委員長 すみません。皆さまには非常に申し訳ないのですが、基本構想のときは、委員会に上京をしていろいろ発言をしていく中で、なんとかまとまるかなという気はしておりました。ただ、基本計画のステージになってからは、これはぼっと委員会だけに来てまとまるようなものではないだろうと。ここでも申し上げましたように、委員会としても事前にコミュニケーションを深めて、後は事務局には、とにかくワーキングチームを強化してくれないと、委員会が物事をつくっていく立場では、なかなか動けないので、委員会として判断できる材料を揃えてほしいというお願いをずっとしておりました。

ただ、お願いするだけでは解決しないので、私自身も事務局と一緒に、事前にご相談や作業ができれば、やらないと責務が果たせないと考えました。12月にも、いろいろ申し上げ、いろいろ自分で考えた末に、今、お話があったように、私は京都の大学教員としてフ

ルタイム契約なものですから、なかなか上京をする日も調整が難しい。特に、事前に密に時間を取ることが、現実的にはなかなか困難であります。このままですと、逆に皆さまに非常にご迷惑をお掛けすることになるので、やはり東京をベースにしている先生方で、板橋区と密にコミュニケーションが取れる体制で新たに4月からやっていただかないと、私自身なかなか対応ができない。それで1月に関係者にご相談を申し上げて、一応ご了解を得たような次第でございます。

今、私は基本構想委員として、一応年度内3月末までのご指名をいただいていますので、委嘱期間が終わる3月末をもって、勝手に申しますけれども、退任をさせていただきたいということでございます。何とぞご了解をいただきたいと思っております。どうも申し訳ありません。

事務局（松田）

どうもありがとうございました。事務局の至らない点多々ございまして申し訳ございませんでした。在任中のご厚意に感謝するとともに、また今後はこの史跡公園整備の良きアドバイザーとしてお知恵を拝借する機会もあるかと思っております。よろしく願い申し上げます。

それでは、事務局から加えての説明をさせていただきます。

事務局（水野）

田原先生、どうもありがとうございました。

それではこれから現地へ向かいたいと思っておりますが、若干この行程について、ご説明いたします。

事務局（小林）

それでは、この後、現地へ向かうのですが、体育館をまず出まして、王子新道を左手に、板谷公園方面に進んでいただきます。そして、信号に直面しましたら、その信号を左折しまして、今、桜が咲いている石神井川のほうへ行きますと、右手に加賀福祉園が見えてまいります。その先の細い路地を右手に進んでいきますと、100メートル先ほどになるのですが、旧理化学研究所が立地しておりますので、そちらのほうに向かっていきたいと思っております。

ここではノーベル物理学賞を受賞しました湯川・朝永両博士が研究したという部屋を視察しまして、これからの保存活用に向けて、イメージを共有していきたいと考えております。

次に石神井川を通りまして、加賀みどり橋を渡り、加賀公園を抜けて、旧野口研究所に向かいます。その旧野口研究所は、各遺構が現存していますので、保存状況や、全体の広さ、および各ほかのエリアとのつながりを、合わせてご確認いただければと思います。

なお、こちらの階でも、セットでお荷物をお持ちになってお集まりいただければと思います。体育館1階の出入り口前にお集まりいただければと思います。3時40分に下の出入り口のところにお集まりいただけるようお願い申し上げます。

事務局（水野）

それでは、時間も押しておりますので、この後、すぐに出発したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。なお、マンションの関連する資料につきましては、机上に置いておいただければと思います。よろしくお願いいたします。